

働き方見直し 行動計画

社員の場所にとらわれない働き方ができる環境を提供するため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 30 年 3 月 11 日～平成 31 年 2 月 28 日までの 1 年間

2. 内容

目標 1：従来より導入している『身体的に出勤勤務が困難な場合における一時および定期在宅勤務の許可』に加え、子どもの看護による一時的な在宅勤務の可能とする。

<対策>

- 平成 30 年 3 月 1 日～ 社員のニーズの把握、検討開始
- 平成 30 年 3 月 30 日 説明書類を社員に配布および周知
- 平成 30 年 4 月 1 日 制度の導入
- 平成 31 年 2 月 1 日～28 日 制度の導入状況の調査および制度利用者へのヒアリング